

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月24日

森町長 太田 康雄



記

1. 地域名：森町地区

(1) 協議の場を設けた区域の範囲

森町全域

(2) 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月18日

(3) 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 6 経営体

個人 67 経営体

集落営農(任意組織) 0 組織

(4) (3)の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが、十分ではない。

(5) 農地中間管理機構の活用方針

各地区の合意である地区プランに基づき、農地中間管理機構を活用した農地の利用調整を行い、流動化を図るものとする。

(6) 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる農業者は、認定農業者・新規就農者と位置付ける。

水稻・レタス・スイートコーンの複合経営、6次産業化への取組、有機農業などの高付加価値農業に取り組む農業者が今後増加していくと思われる。

水田のほか、基幹産業の一つである茶の生産基盤として優良茶園についても適切な管理が持続されるよう、担い手への集積や集約を検討していく。

具体的な地区プランのある区域においては、農地の流動化を図るため必要となる機械や基盤について補助事業や農業制度資金など活用し整備を推進する。

2. 地域名：天竜川下流用水一宮地区

(1) 協議の場を設けた区域の範囲

天竜川下流用水一宮地区

(2) 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月18日

(3) 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 1 経営体

個人 1 2 経営体

集落営農(任意組織) 0 組織

(4) 対象地区の課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積は約24haあり、5年後には約43haとなる。今後、地域の小規模農業者の育成や、受け手となる人材の掘り起こしが必要となってくる。

(5) 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農業をリタイア、経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。農地中間管理機構を通じて貸し出される農地は、中心経営体による利用調整を行い、耕作地の集約を図る。

耕作地の分散解消や集約のため、利用権の交換をしようとする人は、原則として農地中間管理事業を活用するものとし、その利用調整は一宮地区農業推進委員会によるものとする。

(6) (5)の方針を実現するために必要な取組みに関する方針

<農地の貸付け等の意向>

農地所有者や中心経営体以外の耕作者に対し、定期的に貸付け意向調査を行う。

<農地中間管理機構の活用方針>

中心経営体への農地貸借は、原則として農地中間管理事業を利用する。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理事業の機能を活用し、新たな中心経営体への斡旋を進める。

<基盤整備への取組方針>

パイプライン受益の水田においては、県営経営体育成基盤整備事業による用水施設更新と暗渠排水整備を行い、用水の安定供給と水田汎用化を図る。

<作物の導入方針>

米、麦のほか、暗渠による乾田化を活かしたレタスやトウモロコシ等の高収益作物の生産に取り組む。

3. 地域名：草ヶ谷開墾組合地区

(1) 協議の場を設けた区域の範囲

草ヶ谷開墾組合地区

(2) 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月18日

(3) 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 0 経営体

個人 11 経営体

集落営農(任意組織) 0 組織

(4) 対象地区の課題

乗用型摘採機の利用ができない等の悪条件茶園の荒廃化の防止・解消

(5) 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内の茶園利用については、中心経営体が担っていく。なお、耕作者の変更や、耕作地を交換する場合は、原則として農地中間管理事業を活用するものとする。

(6) (5)の方針を実現するために必要な取組みに関する方針

<農地中間管理機構の活用方針>

中心経営体への農地貸借は、原則として農地中間管理事業を利用する。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理事業の機能を活用し、新たな中心経営体への斡旋を進める

<地区内の環境整備の方針>

鳥獣害防止フェンス周辺の草刈りや、水路点検を行う。